

教育・保育施設の利用定員の設定

1 所掌事務

あきる野市子ども・子育て会議の所掌事務については、あきる野市子ども・子育て会議条例第2条において「子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成26年第10号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども及び子育て支援に関する施策の重要事項に関し調査審議する。」と定められています。

<子ども・子育て支援法>

（市町村等における合議制の機関）

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（1） 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

（2） 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

（3） 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

（4） 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

（特定教育・保育施設の確認）

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。附則第7条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

（1） 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

（2） 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

（3） 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

2 認可定員と利用定員

子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法、認定こども園法に基づく認可を受けていることを前提に、施設事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象としております。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、子ども・子育て支援事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定め、確認するものです。

確認するに当たり、その前提となる認可を受ける際に定めてあるのが認可定員であり、給付の対象となるための確認をする際に定めるのが利用定員です。

3 利用定員の考え方

- (1) 認可定員の範囲内で利用定員を設定します。
- (2) 実態の園児数が認可定員を下回る施設については、利用定員を認可定員より少ない人数で設定することが可能。
- (3) 計画の「量の見込み」等の区分との整合性を確保する必要があることを踏まえ、1号（3歳～5歳）、2号（3歳～5歳）、3号（0歳と1・2歳の2区分）の区分で設定することとなっておりますが、運用上、各年齢（クラス）ごとに定めております。
- (4) 保育標準時間認定、保育短時間認定については、働き方の状況によって年度途中でも変動が生じうるため、柔軟な対応をする必要から、また、子ども・子育て支援事業計画とも整合性が図られるよう、保育標準時間・保育短時間の区分をしないで利用定員を設定しております。